［削る］

ロ　トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）

（一）水素又はヘリウムを零下二五〇度以下の温度に冷却することができる冷凍装置であって、冷凍能力が一五〇ワットを超えるもの

（二）水素の同位元素の貯蔵用の装置であって、金属水素化物を貯蔵のための媒体として用いるもの

五十八　重水からトリチウムを回収するため又は重水を製造するための白金を用いた触媒であって、水素と水との間で行われる水素の同位体交換を促進するために設計したもの

五十九　ヘリウム三の混合率が天然の混合率を超えるヘリウム（容器又は装置に密封されたヘリウム三であって、その重量が一グラム未満のものを除く。）

六十　ふっ素系潤滑剤

六十一　シート状又はストリップ状の磁性合金であって、次のイ及びロに該当するもの

イ　厚さが〇・〇五ミリメートル以下のもの又は高さが二五ミリメートル以下のもの

ロ　次のいずれかの材料で構成されるもの

（一）鉄、クロム及びコバルト

（二）鉄、コバルト及びバナジウム

（三）鉄、クロム、コバルト及びバナジウム

（四）鉄及びクロム

六十二　レーザー溶接機

六十三　プラズマ切断機

第三条　検査法施行令別表の二の項（一）の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　軍用の化学製剤（次のイからヌまでのいずれかに該当するもの（ルに該当するものを除く。）

イ　Ｏ―アルキル＝アルキルホスホノフルオリダート（Ｏ―アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、Ｏ―アルキルのアルキル基の炭素数が一〇以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）（以下に掲げるものを含む。）

（一）Ｏ―イソプロピル＝メチルホスホノフルオリダート（別名サリン）

（二）Ｏ―ピナコリル＝メチルホスホノフルオリダート（別名ソマン）

ロ　Ｏ―アルキル＝Ｎ・Ｎ―ジアルキル＝ホスホルアミドシアニデート（Ｏ―アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、Ｏ―アルキルのアルキル基の炭素数が一〇以下であり、かつ、Ｎ・Ｎ―ジアルキルのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）（Ｏ―エチル＝Ｎ・Ｎ―ジメチルホスホルアミドシアニデート（別名タブン）を含む。）

ハ　Ｏ―アルキル＝Ｓ―二―ジアルキルアミノエチル＝アルキルホスホノチオラート（Ｏ―アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、Ｏ―アルキルのアルキル基の炭素数が一〇以下であり、かつ、Ｓ―二―ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類（Ｏ―エチル＝Ｓ―二―ジイソプロピルアミノエチル＝メチルホスホノチオラート（別名ＶＸ）を含む。）

ニ　Ｓ―二―ジアルキルアミノエチル＝ヒドロゲン＝アルキルホスホノチオラート（Ｓ―二―ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類